

# 岐阜県レクリエーション推進団体認定要領

## (目的)

第1条 この要領は、岐阜県内のレクリエーション活動に積極的に取り組む団体をレクリエーション推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することにより、子どもも、高齢者も、障がいのある方もない方も、県民皆がレクリエーションに関わる「ミナレク運動」を推進し、“明るく健康で、笑顔があふれる岐阜県づくり”に資することを目的とする。

## (認定要件)

第2条 岐阜県は、岐阜県レクリエーション推進団体の認定に係る要件（以下「認定要件」という。）を別に定める。

## (認定申請)

第3条 本認定要領に基づく認定を受けようとする団体は、別記で定める「認定申請書」（別紙様式第1号）を岐阜県に提出する。

## (審査)

第4条 岐阜県は、前条の認定の申請があったときは、申請団体が第2条の認定要件に適合するかどうかを審査する。

2 岐阜県は、前項の規定の審査に当たっては、一般社団法人岐阜県レクリエーション協会の意見を聴く。

## (認定)

第5条 岐阜県は、前条の規定による審査の結果、第2条の認定要件に適合すると認めるときは、別紙様式第2号によりその認定をする。

2 岐阜県は前項の認定をしたときは、申請団体に対し、所定の認定証を交付する。

3 岐阜県は第1項の認定をしないときは、その旨を申請者に通知する。

## (認定内容の変更)

第6条 認定団体は、認定申請書の活動内容に変更があるときは、認定申請書により速やかに岐阜県に届け出る。

## (認定の辞退)

第7条 認定団体が、認定を辞退するときは、「岐阜県レクリエーション推進団体認定辞退届」（別紙様式第3号）を岐阜県に提出する。

(認定の取消し)

第8条 岐阜県は、認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条の認定要件に適合しないと認められたとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 団体から認定辞退届が提出されたとき

2 岐阜県は、前項の規定により認定を取り消したときは、所定の取消通知書により、理由を付して、その旨を当該認定の取消しを受けた団体に通知する。

3 認定を取り消された団体は、速やかに認定証を岐阜県に返却しなければならない。

(認定団体の責務)

第9条 認定団体は、第1条の目的を実現するための活動を充実するように努めなければならない。

(活動状況の報告)

第10条 認定団体は、毎年度2月末日までに、別紙様式第4号またはそれに準ずる様式により活動状況を岐阜県に報告する。

(認定の公表)

第11条 岐阜県は、第5条により決定した認定団体を公表することができる。

(要領の変更)

第12条 岐阜県は、この要領の施行の状況については検討を加え、必要があると認めるときは、変更することができる。

附 則

この要領は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月10日から施行する。